

平成30年度 税制改正に関する要望

平成 29 年 6 月 23 日

一般社団法人 全国建設業協会

平成 30 年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴 貞

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年度公共事業関係の当初予算は、ほぼ横ばいながら 5 年連続の微増となりました。また、国土交通省関係予算では、当初予算で初となる「ゼロ国債」を計上するなど、発注・施工時期の平準化に大きな効果が期待できるとともに、人材や資機材の確保の円滑化による企業経営の健全化が図れるのではないかと考えています。

しかし、一方では大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として顕在化・拡大化しており、地域建設企業が地域の安全・安心を守るために不可欠な人員や機材を維持する上で必要な事業量を確保できない地域も多く存在しています。

建設業界は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手であり、各地域において大きな社会的役割を期待される産業であります。地域建設業が将来に亘って社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。税制体系の抜本的な見直しが議論される昨今の状況に鑑みると、その重要性は一層増しています。

そこで今般、各都道府県建設業協会より標記に係る意見を聴取し、

- ・租税特別措置の創設・延長・改善要望等
- ・運用、手続き等の改善要望等

につき、平成 30 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成等に係る税制上の軽減措置（雇用促進税制・所得
拡大促進税制）の延長等 . . . 1
2. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃 1
3. 中小法人の交際費課税に係る特例措置の延長 2
4. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等 . 2
5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長 . 2
6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置及び住宅建設・売買に伴う登録
免許税、不動産取得税に関する軽減措置の延長 . . . 3
7. 軽油引取税の課税免除措置の適用期限の延長 3

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税に
おける「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化 . . . 3

I 租税特別措置の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成等に係る税制上の軽減措置（雇用促進税制・所得拡大促進税制）の延長等

労働力人口が減少していく中、建設業界においては国土強靱化を推進するための防災・減災対策やインフラの長寿命化、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けた建設需要等に対応するため、担い手確保・育成が喫緊の課題であり、官民挙げてこの課題に取り組んでいるところである。

地域の中小建設企業においても、地域の安全・安心の守り手としての役割を果たしていくために、この課題に取り組んでいるところではあるが、依然として余裕のある経営状況ではない。

このため、地域の中小建設企業が積極的に、担い手の確保・育成に取り組めるよう税制上の軽減措置である雇用促進税制の延長や雇用者給与等が増額した場合の税制上の軽減措置を延長していただきたい。また、それぞれの税制について利用の促進を図るため適用要件を緩和していただくとともに、税額控除の年間上限額及び上限率を引き上げていただきたい。

2. 工事請負契約書に係る印紙税の撤廃

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものであるが、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっているため、廃止すべきと思われる。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから、国際競争力を確保する観点からも是正すべきである。

課税の公平性・中立性の観点からも、工事請負契約書に係る印紙税の撤廃をしていただきたい。やむを得ない場合は、軽減措置の拡大又は軽減措置の延長をしていただきたい。

3. 中小法人の交際費課税に係る特例措置の延長

中小法人は大法人に比べ販売促進手段が限られており、交際費等は中小法人の事業活動に必要な不可欠な経費となっている。なお、建設産業においては、近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるものの、一定の基準に基づかない支払いなどは、交際費と認定される場合が少なくない。

このため、飲食のために支出する費用の50%の損金算入もしくは中小企業者等が支出する800万円までの定額控除限度額までの交際費についての損金算入のいずれかを選択適用できる特例措置を延長していただきたい。

4. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

近年では、中小企業においても業務効率化のためのIT機器等の導入及び利活用が図られているが、建設企業においては、本社や営業所はもとより、個々の建設現場におけるIT化が進行している。一方で、これら機器等は日々仕様が進化しており、業務の合理化のためには定期的な更新が欠かせない。

これに対応するための費用は年々増加傾向にあるため、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置にあっては、制度の延長をお願いするとともに、対象資産の取得に係る上限額及び年間上限額の引上げをしていただきたい。

5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長

中小企業者等は経営基盤が脆弱であるため、当該特例措置は業績の低迷時における企業経営の下支えとなっている。また、中小企業の経営力は大企業と比較し質量ともに不足し、好不況に左右されるため、年度における欠損を解消することにより経営を軌道に乗せ、事業の継続を図るためには一定程度のセーフティネットが不可欠である。

これらの事由により、欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置を延長していただきたい。

6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置及び住宅建設・売買に伴う登録免許税、不動産取得税に関する軽減措置の延長

住宅取得の活性化は、都市部・地方部を問わず内需の拡大に繋がる。また、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて良質な住宅の建設を促進するため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を延長していただきたい。また、住宅建設・売買に伴う登録免許税、不動産取得税に関する軽減措置を延長していただきたい。

7. 軽油引取税の課税免除措置の適用期限の延長

とび・土工工事業の工事現場においては、くい打ち、くい抜き、掘削または運搬のために使用する建設機械の使用は不可欠であることから、軽油引取税の課税免除措置を延長していただきたい。

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化

建設現場における仮設現場事務所は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、建設現場ごとに工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設事務所であり、かつ非常に多くの建設現場で設置されている。これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べて建設業に著しく不利な税制となっている。また、自治体により運用解釈があいまいで、平等性に欠けることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。特に、設置期間が1年を超えない短期の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。

加えて、申告・納付を行う場合にあつての手続きについて、法人地方税は制度が複雑で、特に建設業は多数の道府県・市町村ごとに申告・納付手続きが必要なことから、事務負担が大きく、本店所在地での一括申告・納付等による簡素化を図っていただきたい。